

印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）
市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果

案 件	印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）		
募集期間	令和4年10月1日（土）～令和4年10月14日（金）		
意見の提出	4件（1名）		
意見の取り扱い	修 正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に取り込んでいるもの	0件
	参 考	案には反映できないが、今後の参考とするもの	0件
	その他	案には反映できないが、意見として伺ったもの	4件

印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）に係る市民意見公募の意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p><u>条例（案）についての意見</u></p> <p>雑草が酷くなる前に町内個人などが市へ連絡し、市から所有者へ刈り取り対処依頼する。その時に個人で対処するか市へ代行依頼するかも同時に確認してもらう。</p>	<p><u>意見の取り扱い【その他】</u></p> <p>市としては、情報を受け取った時に職員で状況確認を行い、その結果、管理不良状態であると認められた場合のみ、所有者等に対し、空き地の適正管理についての指導等を行います。</p> <p>空き地の適正管理は、その所有者等が実施すべき責務であると考えます。</p>
2	<p><u>条例（案）についての意見</u></p> <p>個人が対処すると回答がある場合は同時に実施日付期限と実施業者名も報告して貰う。また、対処がなされない場合は市が強制で対処する旨の同意も貰い対処費用に条例違反の反則金が加算される事も周知する。</p>	<p><u>意見の取り扱い【その他】</u></p> <p>所有者等から草刈等の対処をすると回答があった場合は、実施予定日を確認いたします。</p> <p>また、予定日を過ぎても対処されない場合、行政指導・処分を行います。</p> <p>なお、条例に罰金等の規定を設ける考えはありません。</p>
3	<p><u>条例（案）についての意見</u></p> <p>市へ代行依頼があった場合はシルバー人材センターなどを活用し見積も連絡する。費用代金は市（該当金融機関）への振込とし、前払いを原則とする。</p>	<p><u>意見の取り扱い【その他】</u></p> <p>代行依頼については、制度を設ける予定はありません。</p> <p>空き地の適正管理は、その所有者等が実施すべき責務であると考えます。</p>
4	<p><u>条例（案）についての意見</u></p> <p>個人で対処と回答がありながら実施されない場合は条例違反とし、市が代行で対処し費用に反則金を上乗せして請求とする。</p>	<p><u>意見の取り扱い【その他】</u></p> <p>予定日を過ぎても対処されない場合、行政指導・処分を行います。</p> <p>なお、条例に罰金等の規定を設ける考えはありません。</p>